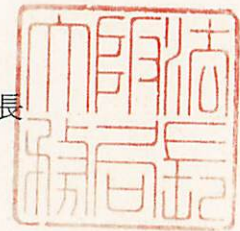


令和 7 年

財務省理財局長 殿

大阪法務局長



判決の言渡しについて（通知）

下記事件について、令和 7 年 1 月 3 0 日判決の言渡しがあり、同日その送達を受けたので、通知します。

ついては、本判決に対する上訴の要否及びその理由を令和 7 年 まで
に回報願います。

記

当 事 者 控 訴 人

被控訴人 国

事件番号 大阪高等裁判所 令和 5 年（行コ）第 1 1 8 号

事 件 名 行政文書不開示決定取消等請求控訴事件

添付書類

判決書正本（写し） 1 通（別途メール送信済み）

備考

通知先 近畿財務局長

森友学園事案に関する情報公開訴訟について

1. 控訴審判決（主文）

- 存否応答拒否による不開示決定を取り消す

2. 控訴審判決と国の主張（ポイント）

① 存否応答拒否の判断（情報公開法8条の判断）について

控訴審判決

- 「法8条は、対象文書の内容を考慮することなく、対象文書の存否の応答自体によって不開示情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれることを防ぐ目的で規定されているものであり、対象文書の存否の応答に伴い通知される文書特定情報まで考慮することを想定して」いない。

国の主張

- ・ 存否の開示によって、捜査への支障が生じるかという判断において、対象文書の存否の応答に伴い通知される文書特定情報を考慮することができなければ、文書特定情報に不開示情報が含まれていたとしても、存否応答拒否ができず不開示情報を示さざるを得なくなる。

② 任意提出の範囲によって明らかになる情報について

控訴審判決

- 「捜査機関は、財務省等が具体的にいかなる文書を所持しているのかを一般的には認識していないから、財務省等に任意提出を求める際にはその範囲を本件各被疑事件に関する一切の文書などと網羅的なものとせざるを得ず、これに対し、どの範囲でその任意提出に応じるかは、財務省等の判断に委ねられているから、財務省等の判断で任意提出された文書がいかなるものかが明らかになったとしても、これによって捜査機関の本件各被疑事件と同種事犯に対する捜査方針や意図が明らかになるとはいえず、「犯罪一般の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるものと」認められない。

国の主張

- ・ 財務省は捜査機関の依頼に応じて文書を提出しており、財務省が提出した文書が明らかになれば、捜査機関がどのような文書の任意提出を求めたかが判明し、捜査方針や意図が推知されるおそれがあり、捜査への支障が生じる。

3. 今後の対応



※ 上告の期限は判決から2週間（2月13日（木））

決裁・供覧

件名	行政文書不開示決定取消等請求控訴事件（令和5年（行コ）第118号）に係る上訴の要否について（回報）				文書番号	
					財理第 号	
伺い文	標記の件について、別案のとおり大阪法務局長宛てに回報してよろしいか伺います。 決裁完了後追記事項：文書番号、文書日付					
起案	起案日	令和07年02月07日		受付日		
	部署	財務省 理財局 国有財産 業務課 国有財産審理室 訟務係		決裁	決裁処理期限日	
				決裁日	令和07年02月10日	
				施行処理期限日		
起案者			施行	施行日	令和07年	
連絡先				施行先	大阪法務局長	
大分類	令和6年度訴訟事件			施行者	財務省理財局長	
分類名称	中分類	主張・立証		取扱上の注意		
	名称（小分類）	決裁文書				
	秘密区分	なし				
取扱区分	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け	2
	指定事由			格付け	取扱制限	
				保存	行政文書保存期間	特定日以後10年（訴訟）
				保存	保存期間満了時期	未定
決裁・供覧欄	大臣官房 秘書課 事務次官室 新川 浩嗣（財務事務次官）【済】 大臣官房 秘書課 坂本 基（大臣官房長）【済】 大臣官房 文書課 端本 秀夫（課長）【済】 大臣官房 文書課 法令審査室 飯田 薫（室長）【済】 大臣官房 文書課 （課長補佐）【済】 大臣官房 文書課 係 （係員）【済】 別紙1参照					
備考欄						

別紙1

決
裁
・
供
覧
欄
(
別
紙
)

大臣官房 文書課 情報公開・個人情報保護室
北條 敬貴(室長) 【済】

大臣官房 文書課 情報公開・個人情報保護室
[redacted] (課長補佐) 【済】

大臣官房 文書課 情報公開・個人情報保護室 [redacted] 係
[redacted] (係長) 【済】

大臣官房 秘書課
佐藤 大(課長) 【済】

大臣官房 秘書課
神野 貴史(人事調整室長) 【済】

大臣官房 秘書課
染谷 浩史(人事企画室長) 【済】

大臣官房 秘書課
[redacted] (課長補佐) 【済】

理財局
窪田 修(理財局長) 【済】

理財局
石田 清(理財局次長) 【済】

理財局 総務課
坂口 和家男(総務課長) 【済】

理財局 総務課
[redacted] (課長補佐) 【済】

理財局 総務課 [redacted] 係
[redacted] (係長) 【済】

理財局 国有財産企画課
尾崎 輝宏(国有財産企画課長) 【済】

理財局 国有財産企画課
[redacted] (課長補佐) 【済】

理財局 国有財産企画課
[redacted] (課長補佐) 【後閲】

理財局 国有財産企画課
[redacted] (係長) 【済】

理財局 国有財産企画課
[redacted] 【済】

理財局 国有財産業務課
川路 智(国有財産業務課長) 【済】

理財局 国有財産業務課 国有財産審理室
中野 利隆(審理室長) 【済】

理財局 国有財産業務課
[redacted] (課長補佐) 【済】

理財局 国有財産業務課
[redacted] (課長補佐) 【済】

理財局 国有財産業務課 国有財産審理室
[redacted] (訟務専門官) 【済】

別紙1

理財局 国有財産業務課 国有財産審理室 [redacted] 係
[redacted] (係長) 【済】

大臣官房 文書課 情報公開・個人情報保護室 [redacted] 係
[redacted] (係員) 【同報】

大臣官房 文書課 情報公開・個人情報保護室 [redacted] 係
[redacted] (係長) 【同報】

大臣官房 文書課 情報公開・個人情報保護室 [redacted] 係
[redacted] (係員) 【同報】

大臣官房
奈良井 功 (公文書監理官) 【同報】

理財局 国有財産企画課
[redacted] (係員) 【同報】

理財局 国有財産企画課 [redacted] 係
[redacted] (係長) 【同報】

決裁・供覧欄(別紙)

別紙7

文書番号（財理第■■■号）、文書日付（令和7年■■■）

決裁終了後追記事項欄（別紙）

(説 明)

1. 概要

令和3年10月、財務省（近畿財務局）は、「森友学園案件に関して検察に任意提出した一切の資料」とのご遺族からの開示請求に対し、捜査等に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第4号）を理由に、存否応答拒否（対象文書の存在・不存在も明らかにしない）（同法第8条）による不開示決定を実施。ご遺族は、存否応答拒否は違法であるとして不開示決定の取消訴訟を提起。

令和5年9月、大阪地方裁判所の判決において、財務大臣及び近畿財務局長の処分が適法であるとの国側の主張が認められたが、原告（XXXXXXXXXX）はこれを不服として控訴。

令和7年1月30日、大阪高等裁判所において、国側敗訴の判決が言い渡された。これを受け、本判決に対する上訴の可否を、大阪法務局長あてに回報を行うもの。

2. 事件の表示

当事者： 控訴人 XXXXXXXXXX
被控訴人 国

事件番号： 大阪高等裁判所 令和5年（行コ）第118号

事件名： 行政文書不開示決定取消等請求控訴事件

3. 対応

上訴不相当のため、上告しないこととしたい。

財 理 第 号
令和 7 年 日

大阪法務局長 殿

財務省理財局長 窪田 修

上訴の要否について（回報）

標記については、下記のとおり回報します。

記

1 事 件

(1)当 事 者

控 訴 人

被控訴人

国（処分行政庁：財務大臣）

(2)事件番号 大阪高等裁判所 令和 5 年（行コ）第 118 号

(3)事 件 名 行政文書不開示決定取消等請求控訴事件

2 控訴の要否

上訴不相当である。

財 理 第 ■■■ 号
令和 7 年■■■

大阪法務局長 殿

財務省理財局長 窪田 修

上訴の要否について（回報）

標記については、下記のとおり回報します。

記

1 事 件

(1)当 事 者

控 訴 人

被控訴人 国（処分行政庁：財務大臣）

(2)事件番号 大阪高等裁判所 令和 5 年（行コ）第 118 号

(3)事 件 名 行政文書不開示決定取消等請求控訴事件

2 控訴の要否

上訴不相当である。